

# 衛生指導課 NEWS

## オーエスキー病野外ウイルス抗体調査結果について

オーエスキー病野外ウイルスの浸潤状況調査については、都道府県が家畜伝染病予防事業及び家畜生産農場清浄化支援対策事業等により抗体検査を行い、農林水産省衛生管理課がとりまとめた平成15年度調査結果によると、野外ウイルス抗体陽性豚が確認されたのは、平成14年度同様、東北、関東及び九州の3ブロックに限られています。

オーエスキー病野外ウイルス抗体陽性豚は、体内に野外ウイルスを一生保有しています。

また、ワクチンは、オーエスキー病の症状を出さず、ウイルスの排出を抑える効果はありますが、野外ウイルスを体内に侵入することを防ぐ効果は十分ではありません。従って、汚染地域では、ワクチン接種によりウイルスの動きを抑え込みながら、飼養豚を順次野外ウイルスに感染していない豚に置き換えていく方法での清浄化が推進されています。

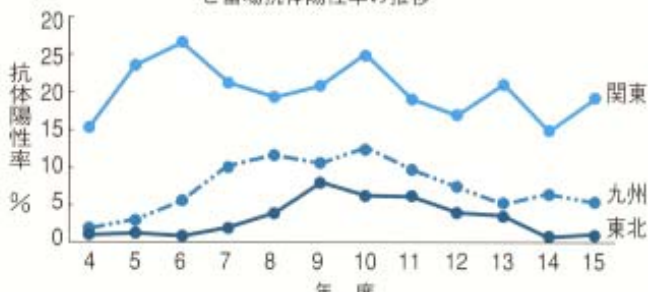
そのためには、農場の全頭の豚にワクチン接種と、抗体陰性豚の導入を徹底することが必要です。

### 1 と畜場検査

(単位：頭、%)

区分	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	検査頭数	陽性率	検査頭数	陽性率	検査頭数	陽性率
北海道	3,862	0.0	2,457	0.0	2,182	0.0
東北	7,846	3.6	8,939	1.0	8,958	1.0
関東	8,381	21.3	8,793	15.0	6,453	19.5
北陸	2,160	0.0	2,230	0.0	2,879	0.0
東海	218	0.0	547	0.0	396	0.0
近畿	290	0.0	313	0.0	310	0.0
中国四国	4,899	0.0	2,942	0.0	3,078	0.0
九州	9,991	5.2	11,342	6.5	11,382	5.6
沖縄	0	-	0	-	58	0.0
合計	0	6.9	37,563	5.7	35,696	5.6

と畜場抗体陽性率の推移



### 2 農場検査

(単位：頭、戸、%)

区分		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率
北海道	頭数	2,174	0.0	3,272	0.0	4,565	0.0
	戸数	243	0.0	238	0.0	313	0.0
東北	頭数	27,589	0.4	34,389	0.3	30,035	0.3
	戸数	1,081	2.4	1,220	1.7	911	1.9
関東	頭数	24,826	6.0	29,193	8.8	31,764	9.0
	戸数	1,228	16.9	1,316	22.3	1,391	23.7
北陸	頭数	9,035	0.0	8,687	0.0	8,137	0.0
	戸数	353	0.0	263	0.0	292	0.0
東海	頭数	19,367	0.0	19,277	0.0	19,409	0.0
	戸数	1,360	0.0	1,240	0.0	1,107	0.0
近畿	頭数	3,465	0.0	3,660	0.0	3,236	0.0
	戸数	242	0.0	279	0.0	281	0.0
中国四国	頭数	20,853	0.0	22,760	0.0	19,823	0.0
	戸数	533	0.0	662	0.0	585	0.0
九州	頭数	15,950	0.2	27,913	4.2	23,797	1.3
	戸数	970	0.3	2,199	4.5	1,922	2.3
沖縄	頭数	641	0.0	499	0.0	908	0.0
	戸数	63	0.0	33	0.0	38	0.0
合計	頭数	123,900	1.3	149,650	2.6	141,674	2.3
	戸数	6,073	3.9	7,450	5.5	6,840	5.7

### 新潟県における抗体検査の推移

オーエスキー病は、昭和56年山形県での初発生以降1都20県で発生していますが、新潟県では、発生は元より抗体陽性豚の摘発もなく清浄県を維持しています。

オーエスキー病侵入防止のため、今後とも定期的な抗体検査及び県外導入豚の隔離飼養による清浄確認検査をする必要があります。

また、平成16年10月末現在抗体陽性豚等異常豚の摘発はありません。

### 当県における抗体検査の推移

年 度	13年度	14年度	15年度
検査頭数	8,297	8,838	6,688

\*当県では抗体陽性豚の摘発はない。



## 家畜の飼養衛生管理基準について

食品の安全性の確保のため、平成16年9月、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養衛生管理基準が制定されました。

牛海綿状脳症（BSE）の発生などをきっかけとする国民の食の安全性に対する不安を解消するための新しい取り組みとして、平成15年、食品安全基本法が制定されました。この法律では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、農林水産物の生産から販売にいたる一連の食品供給行程において、事業を行う人は、それぞれの持ち場において、食品の安全性の確保のために必要な措置を適切に行う責任と義務を持つものとされました。

農林水産省では、食品の生産段階における安全性の徹底を図るため、食品の安全性の確保のための農林水産省関係の法律を整備しました。この中で、畜産物の生産に関係する家畜伝染病予防法が改正され、このたび、家畜（牛、豚、鶏）の所有者が守らなければならない飼養衛生管理基準が定められましたので紹介します。

食品である畜産物の生産段階では、日常、当たり前に行っている衛生管理が、食の安全性確保、国民の健康保護のために家畜の所有者に対して与えられた責任であり義務であることを十分認識し、衛生管理をより適確に行うように努めましょう。

### 飼養衛生管理基準は、平成16年12月1日から施行されます。

- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（抜粋）：平成16年9月9日農林水産省令第68号

（特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病）  
第1条の2 法第3条の2第1項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、口蹄疫、牛海綿状脳症（法第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）及び高病原性鳥

インフルエンザとする。

（飼養衛生管理基準）

第21条 法第12条の3第1項の飼養衛生管理基準は、次のとおりとする。

- 1 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 2 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染病疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 3 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排泄物等が混入しないよう努めること。
- 4 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 5 他の農場等に立ち込んだ者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち込んだ車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 6 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 7 家畜を他の農場に出荷する場合には、該当家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、該当家畜の健康状態を確認すること。
- 8 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 9 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 10 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。